

◎引き上げ分の地方消費税収について

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(年金、医療、介護、少子化)の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てました。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) **271,581** 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	3,187,267	1,674,318	120,000	457,615	935,334
社会保険	919,451	154,654	0	0	764,797
保健衛生	264,202	4,323	0	13,194	246,685
合計	4,370,920	1,833,295	120,000	470,809	1,946,816

※事務費、人件費は除外